別記１　マッチング支援事業実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、上天草市新規漁業就業者研修事業における新規就業希望者と受入れ側のマッチングを図るために実施するマッチング支援事業に関し、上天草市新規漁業就業者研修事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

第２条　マッチング支援事業は、漁業協同組合（以下「漁協」という。）が、第３条に規定する新規就業希望者に対して実施する漁業種類や指導漁業者の検討、漁村生活体験などの漁村環境とのマッチング等の短期研修（以下「研修」という。）を実施するものに対して支援する。

２　研修は１か月当たり１０日を上限とし、１日当たりの研修時間は６時間以上とする。

３　期間は最長６か月行うものとし、地域の実情に応じて３～５日（Ａコース）又は１０日（Ｂコース）の研修計画に基づいた研修をそれぞれ１回以上実施する。Ｂコースの研修計画には、県の水産研究センターが実施する入門座学を組み入れることとする。

（対象者要件）

第３条　この事業の対象者は、次の要件をすべて満たす者とする。

（１）　国又は市の長期研修開始日における満年齢がおおむね６５歳未満で一般的な漁労が可能な心身ともに健康であると認められる者

（２）　漁業未経験又はこれまで漁業に従事した経験が概ね６ヶ月未満であること。

（３）　体験漁業研修を修了見込み又は修了した者

（４）　上天草市に住民登録していること又は長期研修開始後速やかに住民登録ができる者であること。

（５）　生活費の確保を目的とした他の事業（生活保護、農林水産業の給付金事業等）による給付を受けていないこと。

（６）　過去に漁業に係る研修事業を受けていないこと。

（７）　市税及び水道料金の未納がないこと。

（研修申込手続）

第４条　漁協は、指導漁業者及び研修希望者と研修内容について十分協議のうえ、マッチング支援事業申込書（別記１様式第１号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

（研修希望者の選考及び研修計画の認定）

第５条　漁協は、研修希望者及び指導漁業者と研修の内容を検討のうえ、マッチング支援事業研修計画認定申請書（別記１様式第２号。以下「認定申請書」という。）に研修計画書、申込書及び推薦書を添えて市長に提出するものとする。

２　市長は、研修希望者の漁業就業意欲や漁業に対する適正等及び申請のあった研修計画書を審査会に諮り、適当であると認められたときは、漁協へマッチング支援事業研修計画認定通知書（別記１様式第３号。以下「通知書」という。）を漁協に交付するものとする。

（事業実施計画の承認）

第６条　漁協は、通知書を受領後、事業を実施しようとする場合には、マッチング支援事業実施願い（別記１様式第４号。以下「実施願い」という。）、研修費の支給条件についての確約書、上天草市新規漁業就業者研修事業補助金交付申請書（要綱第６条様式第１号）及びマッチング支援事業実施計画書（別記１様式５号。以下「計画書」という。）を市長に提出するものとする。

２　計画書に添付する書類は以下のとおりとする。

（１）　事業計画の内訳（別記１様式第６号）

（２）　補助対象事業に係る経費の内訳書

（３）　研修計画認定者の研修計画書

（４）　その他市長が必要と認める書類

（研修計画の内容変更）

第７条　漁協は、前条の規定により承認された事業実施計画を変更するときには、上天草市新規漁業就業者研修事業補助金変更交付申請書（要綱第８条様式第３号）及びマッチング支援事業変更計画書（別記１様式第５号を準用。以下「変更計画書」という。）を、市長に提出するものとする。

２　市長は、変更計画書の提出を受けたときは、審査会に諮り、その内容を地域の漁業実態に照らして検討するものとする。

（研修計画認定者の取扱）

第８条　研修計画認定者の取扱については次のとおり。

（１）　身分については、漁業研修生（以下「研修生」という。）とし、漁業活動の対象としない。

（２）　受入れ漁協は、研修生には、研修手当として月額６２，５００円を上限に、研修１日当たり６，２５０円の補助金を交付するものとする。

（研修生の責務）

第９条　研修生は、研修期間中、受入れ漁業指導者又は漁協の指示に従って誠実な研修を遂行するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　計画に則り、必要な技能を習得するよう努めること。

（２）　別に定める日誌（別記１様式第７号）を記録し、指導漁業者の確認印を受領のうえ、月毎に地先漁協に提出し、研修内容の確認を得るものとする。

（３）　研修期間中に知り得た地先漁協及び受入れ指導漁業者の業務上の機密や個人情報等について、他に漏えいしてはならない。

（４）　地先漁協及び受入れ指導漁業者等の信用を害し品位を傷つける行為、研修の目的を逸脱する行為、その他の不道徳な行為及び不法な行為をしてはならない。

（研修中止）

第１０条　研修生が研修期間中に前条に定める責務を果たさなかった場合等誠実な研修を遂行できないと判断した場合は、研修を中止するものとする。

２　漁協は、研修生が病気、天災等やむを得ない事由により研修の継続が困難となったときは研修中止届（別記１第８号様式）を市長へ提出するものとする。

（事業の完了）

第１１条　漁協は、研修が終了したときは速やかにマッチング支援事業実績書（別記１様式第５号を準用）を市長に提出しなければならない。

（指導漁業者）

第１２条　研修生を受け入れ、指導する漁業者は、新規漁業就業を志す人材を広く育成及び確保していくことの重要性を充分理解しており、研修受入れ指導漁業者として漁協が推薦する者でなければならない。

２　指導漁業者には、研修謝金として月額９４，０００円を上限に研修１日当たり９，４００円を支給するものとする。

３　複数名による指導は差し支えないが、指導漁業者は、研修生の４親等以上の者とする。

（補助金の返還）

第１３条　研修中又は研修期間終了後、次の項目に該当したときは補助金を全額返還しなければならない。

（１）　研修計画に即した適切な研修を行っていないとき。

（２）　虚偽の申請等を行ったとき。

２　天災や研修生、指導漁業者の病気、その他やむを得ないと認められる場合はその限りではない。

（事業年度）

第１４条　この事業の事業年度の期間は４月１日から３月３１日までとする。漁期等により２か年度にわたる研修を行うときは、年度ごとに計画書を作成し、承認を受けなければならない。

（その他）

第１５条　この要領に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。